

業会計借入金の項を削る。
 別表第6中「有料道路設備」を削り、有料道路設備の表を削る。
 別記第10号様式を次のように改める。
 別記第10号様式 削除
 別記第11号様式を次のように改める。
 別記第11号様式 削除
 別記第22号様式の2を次のように改める。
 別記第22号様式の2 削除
 附 則
 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成15年3月31日

熊本県公営企業管理者 佐藤博治

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局職員就業規程（昭和38年電気事業管理規程6号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

職員（職員の範囲については、熊本県一般職の職員の例によるものとする。）が生後1年6月に達しない生児を育てる場合	1日2回各45分又は1日1回90分	を
職員（職員の範囲については、熊本県一般職の職員の例によるものとする。）が生後3年に達しない生児を育てる場合	1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間	に、
職員の配偶者が出産した場合	出産の日から14日以内において、3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	を
職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後14日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	に

改める。

別表第5中

「

子	7日
---	----

」を「

子	10日
---	-----

」に、

子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	を
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、10日）	に

改める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成15年3月31日

熊本県公営企業管理者 佐藤博治

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局無線管理規程（昭和56年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表の固定局 電気事業用の項中

ふじもとけいほう	熊本県八代郡坂本村大字葉木 藤本警報所構内	を
----------	--------------------------	---